

# 建設環境委員会

招 集 年 月 日	平成 2 9 年 9 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分	委員長	荻野 利明		
	閉 会	午後 2 時 5 4 分	委員長	荻野 利明		
出席並びに欠席議員  出席 6 名 欠席 0 名  ○……………出席を示す ▲……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	荻野 利明	○	高柳 達弥	○		
	吉田 建二	○	島田 正次	○		
	神谷 里枝	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した者の職・氏名	環 境 部 長	松本 省貴				
	下 水 道 課 長	田中 和弘				
	課長代理兼工務係長	木下 明彦				
	管 理 係 長	疋田 浩一				
	管 理 係 副 主 任	三浦 美咲				
	水 道 課 長	田中 稔				
	課長代理兼工務管理係長	渥美 孝一				
	総 務 給 水 係 長	竹内 通晃				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	山本 一敏	書記	三浦 梨紗	書記	熊谷 浩行
会議に付した事件	9月定例会付託議案審査及び意見書の上程について					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：竹内祐子

# 建設環境委員会会議録

平成 2 9 年 9 月 2 8 日（木）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会



〔午前10時00分 開会〕

○高柳副委員長 おはようございます。御苦労さまです。

ただいまから建設環境委員会を開会いたします。以下、委員長、お願いいたします。

○荻野委員長 皆さん、改めましておはようございます。きょうはあいにくの雨ということですが、全員の参加をいただきましてありがとうございます。まだまだちょっと朝晩は涼しくなりましたが、日中はまだ暑い日が続いていますので、十分お体には気をつけていただきたいと思います。

それでは、建設環境委員会を開会をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日、竹内議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので報告をいたします。

ただいまから議案の審議に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のためマイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いをいたします。また、職員が資料確認等のため審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 それでは、そのようにさせていただきます。出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りをするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第56号 湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題といたします。

部長、挨拶をお願いします。

○松本環境部長 改めまして、おはようございます。環境部長の松本でございます。

本日は委員会を開いていただきましてありがとうございます。

今回は公共下水道事業の公営企業法の適用ということで、新たに条例を制定させていただきたいという1件と、決算の認定という形でお願いをしたいと思います。できるだけ簡単明瞭な説明に努めたいと思います。よろしく願いいたします。

○荻野委員長 初めに、議案第56号 湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題といたします。

議案書は11ページから13ページとなります。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。吉田委員。

○吉田委員 基本的なことをまず質問させてもらいたいですけれども、今回、公営企業会計に移行すると、こういう大きな目的をもう一度、提案説明のときに聞いてみますけれども、もう一度このところで整理をしてお伺いしたいなどこのように思います。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。

下水道事業は、着手してから約20年が経過しましたが、整備事業の継続、本格的な維持管理への移行が大きな課題となっております。下水道事業が将来にわたり安定的に経営を行っていくためには、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいかなければなりません。これらについてよりの確に取り組むために公営企業会計を適用するものです。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 計画的に、また財政マネジメントを的確に行っていきたいということですが、例えば、水道事業ですと、いわゆる水道の設備を、井戸を掘ったり、あるいは水利の供給をし、そしてそれを市民の皆さんに提供して、いわゆる収入とそれに対する使用料の収益、ここら辺のバランスもある程度考えていく。もうからなくてもいい

けども損をしないようにということですけど、下水の場合には、使用料というのがありますけども、投資するところが非常に大きくて、収支のバランスというのは非常に難しいんじゃないかなと思うんですけども、いわば一般的に公営企業法の適用にはちょっとしにくい業種じゃないかなと思うんですけども、この点についての捉え方、あるいは県とか国からの指導はどんなぐあいにされているか、そこら辺がもしわかれば教えていただきたいなと思います。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。今回、公営企業会計を適用いたしますと、民間企業と同様の精度の高い財務諸表や固定資産台帳等の作成を通じまして、みずからの経営資産等を正確に把握することができるようになります。まだまだ下水道事業は整備途中ということで、現在普及率は42.8%と、そういった低いところにおりますが、事業を進めていく中で損益計算により正確なコスト把握をいたしまして、より適正な下水道使用料を算定するといったところで事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 よくわかりました。今度、公営企業会計に移行していくということになると、職員の皆さんを中心にスムーズな移行をするために、こんなぐあいにして、こうしてこうして、そして最終的にはこうして移行していくよという、一つの移行に向けての準備手順というんですか、そんなのがあると思うんですけど、どんなぐあいに考えておられるのか。今、予定されている概要について教えていただきたいなと思います。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、公営企業会計移行を考えておりますが、公営企業会計移行に伴いますものといたしましては、法の全部適用でございますのと財務規定のほかには組織体制、職員の身分、組織編成に伴う条例制定等と、多岐にわたるものが予想されます。

今回、水道事業と関連する業務が多いため統合も考えられますが、整備がほぼ完了しております水道事業と異なりまして、下水道事業は今後も整備を続ける必要があります。そのために、現在は法の全部適用といったところは考えておらずに、まずは財務規定等の一部適用をしていきたいと考えておるところであります。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解しました。ありがとうございます。

○荻野委員長 ほかにありませんか。神谷委員。

○神谷委員 では、これ国によってこういう方向性ということが出てきてるということは承知しておりますけども、県内の他市の状況はいかがですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。静岡県内、下水道事業を行っている29市町のうち、既に5市は企業会計を適用しております。残りの24市町のうち人口3万人以下の3町を除く21市町につきましては、移行を予定しておるところです。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 5市は企業会計に移行してるという御答弁でしたけども、その5市は、先ほどの答弁の中にも全適とか一部適用という言葉が出ておりますけども、この5市はどちらを選択されたんでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。この5市につきましては、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市となっております。静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市の5市が企業会計につきましては全部適用しておるところです。また、この5市につきましては、下水道の普及率については大変高い数値となっております。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと3万人以下の3町を除いた、湖西市も含まれますけども、ほかのところはどちらの傾向が強そうかということはおわかりでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。下水道整備の進捗状況としましては、湖西市については先ほど申しましたように普及率は42.8%でございます。全部適用を行っている市町の普及率の平均を出しますと56.8%になっておりまして、一部適用を予定しております市町の普及率の平均は41.3%と、ほぼ湖西市と同様の数字となっております。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、全適を取り入る、取り入れたところというのは普及率が高い。一部適用のほうを検討しているところは普及率がまだ50%未満でという、そこら辺がある意味基準になっているといえれば基準になっている。基準という用語弊があるかもしれませんが、そういった方向性なんですね。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。傾向としては、委員おっしゃられたとおりの傾向を示しておるとわれます。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっとこの進行するためのちょっと今順序を聞きたいけども、1条1条やっていくのか、全体でいくのかと。

○荻野委員長 全体でいいと思うけどね。

じゃあ、一旦休憩します。

午前10時13分 休憩

---

午前10時15分 再開

○荻野委員長 じゃあ、休憩を解いて、再開をします。

1条1条まずやって、それから全体を通しての質問を受けるという方法でいきたいと思います。

それでは、まず第1条から、あれば、いいですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、第2条。二橋委員。

○二橋委員 今、前段でも話があったように、とりあえず一部適用ということで、企業会計に移行していくというんだけど、今は財務規定に、基本的には財務規定に備わってやっているのが一部規定なんだけど、これ今の計画でいくと、それはいいんだけど、将来的に全部適用というのはどのぐらいの予定をしておるのか、お聞きします。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。公営企業会計移行については、現在の整備状況であります財務規定等の一部適用が適当かなと考えておりますが、将来的には全部適用という流れになっていく中で、ほぼほぼ下水道の計画区域の整備が整った時点で全部適用に変わっていくのかなと考えております。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 基本的にはそうだと思うんだけど、要は基本的に熟成度がどこまであるかというのが一番基本になると思うんだよね、全部適用するためには。本来、全部適用しないと本来企業会計になってないわけよ。財務指標だけでは、要するに基本的なバランスがとれてないじゃんね。なので、骨幹は決めたいけども、それを要するに運営していくにはまだまだ全部適用しないと完全な運営はできてないじゃんね。

そうすると、例えば、要するに普及率でどのぐらいとか、あるいは今の事業計画を変更する可能性があるので、ど

こまでを期限とするとかというある程度基準がないと、いつまでも一部適用のまま行っちゃう可能性もあるもんですから、そこら辺はどういう考えですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、下水道の整備につきましては、全体計画区域を定めて整備を行っておるところであります。現在、下水道の全体計画区域を縮小の見直しを図っております。それについて、市街化区域がおおむね整備した後、その時点で下水道の全体計画といいますか、下水道の整備についてはそこで一旦完了というところを考えております。その時点で整備が終わりますので、全部適用も図っていくのかなと思われれます。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、予測されるのは随分向こうだなということになるよね。

今現在、先ほど神谷委員からの質問の中で、県内の状況はどうだといったところを、大きな都市はもう全部適用してるんだけど、いずれにしろここ数年来で全部適用する可能性のあるところは随分高いよね。そうしたときに、今のうちのこの事業計画でいくとかなり最下位になる可能性もあると思われれますが、どうなんですかね。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。全部適用しておる市町につきましては19市町ございまして、19市町が予定されております。また、一部適用は7市町が予定されておるところです。今後、全部適用をしておる普及率の平均を見ますと6割弱といったところでありまして、現在の計画でいきますと、その程度の普及率に到達したときに全部適用を検討していくと思われれます。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 確認させてください。先ほど私が聞いたときに、まず全部適用したのを、実際にもう行ったところが5市あるということでした。それ以外に今19市町が全部適用を予定しているということだと、じゃああと14市町はこれから全部適用に向けて法整備をしていく、条例を制定していく。一部のほうは何市と言いましたかね。ごめんなさいね。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、公営企業会計移行を予定している県内26市町のうち、全部適用を予定している、既に行っておる市町は19市町あります。一部適用を予定しておる市町は7市町となっております。以上です。

○荻野委員長 下水道課長、もうちょっと正確に、もう一度言ってください。はい、下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。もう一度言います。県内の下水道事業を行っている市町は29市町あります。そのうち3町を除く26市町が企業会計移行と、企業会計を考えておる、既に行っておるところであります。この26市町のうち全部適用を既に行っておるところが5市町で、14市町が今後移行を予定しておると。残りの7市町については一部適用を予定しておるということであります。以上です。

○荻野委員長 ありがとうございます。ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、第3条のほうへ行きたいと思います。二橋委員。

○二橋委員 さっきちょっと指摘をしたその区域の話なんだけど、今は要するに市内全域をかけてるんだけど、今後変更する、事業計画をこの28年度に実施してるよね。それで区域が要するに認可されると、基本的には市街化区域を要するに基本とするような行政側の今の考え方なんだけど、その区域が定めれば全部適用することは不可能じゃないよね。どうですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。第3条第2項第1号に書いてございます区域、この区域につきましては、下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域といたしまして、現在、平成36年3月31日を予定期限としまして、事業計画区域を定めて整備を行っておるところです。ここに書かれておるこの区域は平成36年3月31日までに整備を行う区域となりますので、今後、事業計画の変更を行って、整備区域を順次拡大していきます。ですので、またその区域については平成36年3月31日以降については拡大した区域を定めますので、その区域で企業会計は行われていくということになります。以上です。

○二橋委員 はい、わかりました。

○荻野委員長 ほかに、いいですか、第3条。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 では、第4条。二橋委員。

○二橋委員 第4条のこれは取得と処分の資産の問題なんだけども、最近よくいろいろ言われるよね、算定基準がどうだと。要するに評価の。ここで2,000万円以上の不動産についてというような、要するに枠があるんだけど、その3行目の適正な見積価格というのはどういう基準を指して言うのか、お願いいたします。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。この条文につきましては、地方自治法で示されておる基準でございます。この基準同様に地方公営企業法で同じ基準が示されておまして、そこで2,000万円を下らないところで、額の金額2,000万という数字を載せてございます。適正な見積価格につきましては、現在、地方自治法で示された基準で一般会計のほうも行っております。同様のものでも考えたいと思っております。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 これはあくまでも予測になってしまうんですけども、自治法で定められた要するに合法的な手段でやったと言いつつも、例の加計学園やその前の東京都であったようなああいう事態というのは、それで起きてるだもんでね。これが適正であるかどうかという判断というのは、ある程度第三者的な要素を含まないと、合法ですよっていったって、そこでの判断と、あるいは一般的な判断とは違ってくると思うんですけども、これからそういうのをちゃんと整理していくのかね、どうなのかね。

○荻野委員長 環境部長。

○松本環境部長 環境部長がお答えをさせていただきます。この考え方につきましては、先ほど課長のほうから話をさせていただきましたけども、地方自治法の考え方と同じで、湖西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例というのがございまして、その基準と全く同じものでございます。ですので、そういった案件があった場合には、全庁的に当然総務なりとも相談をしつつやっていくという考え方でございますので、役所の中で同じ考え方をもって進んでいくといったところでございます。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 全部適用になると、もう資産と要するに運営がバランスシートであらわせるものですから、資産のほうも狂ってくると、全く内容的に精査できんような状況になるものですから、しっかりこれから、特にここだけの問題じゃないかもわかりませんが、適正な見積価格というのは、どこが適正なのかというのをまた全庁的に考えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○荻野委員長 ほかに。神谷委員。

○神谷委員 この前、重要な資産の取得を、取得のほうは何となくわかるんですけども、例えば処分って、例えばどういったことが考えられて、この条例、条文が入ってくるのかなと思うんですけども。お聞きしたいと思います。例えば。

○荻野委員長 下水道課長。



○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。下水道事業の用に供する用地等につきまして、事業計画等で変更が生じた場合に処分というようなものも発生すると思われま。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、計画の中で下水工事をやりますよと計画ではなっていて取得してあったけども、計画の見直し等によってやめますと。そういったときに、やめるっていうか、そのときにその土地を処分するのにこの条文が必要になるということですか。

○荻野委員長 環境部長。

○松本環境部長 環境部長がお答えをさせていただきます。具体的には、湖西の例えば浄化センター、もう既に用地取得をしてございます。今度、計画が縮小になりましたので、例えば用地が不要になる部分が出るといったときに処分ということになりますので、そういうケースを想定していただければと思います。以上です。

○荻野委員長 じゃあ、4条はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、第5条のほうへ移ります。二橋委員。

○二橋委員 ここで問題になるのは、職員の賠償責任の免除についてという条文が入ってるんですけども、当然、それは議会の同意が必要になるとは思いますけども、ただ10万円という額というのはどこが基準になってるのかなと思ってお聞きしますけど。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。この10万円の金額につきましては、水道事業及び病院事業と同額であります。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 えてして条文ってどこかの引用をして多分やってくると思うんですけども、本来はここ独自の条文もあってもいいかなと思います。

ただ、免除というこの部分が一番問題になると思うんですけど、これは当然議会の議決が必要なんだけど、ただ議会の議決が必要にならない10万円以下というのが、いずれにいたしましても税金の一部が免除される話になっちゃうもんですから、やはりここはしっかり精査しとかにやいかんと思います。

今言うような、例えばの話で、これはあってはいけないことなんですけども、こういうものは常に10万円以下のものが列挙されちゃうと、合計100万ですよって話になっちゃう可能性もあるわけじゃんね。それを要するに防ぐ対策、防ぐ対策をしっかりとしないと、あくまでもこれは条文でありますけども、そういう対策をする規定が一番基本になると思いますので、そこら辺の定めはどうなんですかね。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。今回は一部適用ということになっておりますので、職員の服務規程とか、そういったものにつきましては今までどおりとなっておりますので、現在の市の規則、規定の中で対応していきたいと考えております。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 これは同等のものじゃないけども、今年度問題になった下水道事業であったように、いずれにせよ本来はそれを防ぐためのしっかりした規定をつくって、それによって要するにこの条文が確保されてるというのはいいけども、従来のままというとまた起こる可能性が出てきちゃうよね。どうなんですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。下水道課で不祥事のほうが起こりまして、大変申しわけないと思っております。今後はこのような事件が発生しないように、職員一同、綱紀肅正に努めておるところであります。今

後も職員の規律につきましては、総務課のほうと、総務課の指示と連携といったところで対応していきたいと考えております。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 今回の、これちょっと、これには対象にならんかもわからんけど、こういう条文があるものでわざわざ聞くだけでも、今回の不祥事というのは要するに現場での不祥事だよね。要するにそれをつかさどってる入札関係とかそういう問題とちょっと違うよね。要するに現場で変更があったためにこういうものが起きてたということなものですから、今の要するに延長線上でいくと起こる可能性ってまた出てくるよ。だから、現場で、要するに簡単に言うと管理職がしっかり見て、そこら辺のものを抽出したり、あるいはそれができないような、要するに歯どめをかけるようなシステムがないとまた起きちゃうよね。こういう条文があるんでわざわざ聞くだけでも。なので、何らかその対策が必要だと思うよ。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、下水道課での対応につきましては、今年度からは工事現場には必ず複数人で行くということで、1人で現場対応をしないということを徹底しておるところであります。それによって、報告、現場の状況につきましても正確に対応できていくと考えております。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 そういう細かいところが変わったことはやっぱりちゃんとアピールしとかんと、今までの過去の事例でいきますよっていう話になって、事例で失敗したのにまた事例を繰り返すのかという話になっちゃうよね。なので、もうそういう対策をしましたとか、あるいはこういうふうに変更をされましたとかというのはしっかり我々にも周知してもらいたいと思います。

○荻野委員長 ほかに。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、第6条に移ります。いいですか。神谷委員。

○神谷委員 済みません、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等とはどういうことなのか、御説明をお願いします。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。これも地方自治法で定めのある負担付き寄附または贈与の受領につきましては、地方公営企業法のほうで適用除外となるものでございますが、これにつきましては地方自治法で定めのあるものと同様となっております。負担付きの寄附につきましては、これも下水道の用に供する土地とか、動産のものになります。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 先ほどと同様で、ちょっと例を挙げて御説明願えますか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。下水道の用に供する、下水道のためという、使い道が決められたもの、金品というものになります。例えば、下水道の用地、これに使ってくださいというようなことが想定されます。以上です。

○荻野委員長 ほかに。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、第7条。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、第8条。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、最後の附則部分で何か。いいですね、それじゃあ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、一応全条文について質問を受けましたので、今度は全体を通して質疑のある方はお願いします。吉田委員。

○吉田委員 先ほどの説明の中で、普及率がまだ湖西市はちょっと低いんだよと、だから一部適用で行きましょうと。それで、5大市というか、静岡とか浜松とか、そういうような大きいところは普及率が非常に高いんだと。だから全適で行ってるよと、こういうようなことでいくと、ある程度普及率が今後の全適とか一部適用の道しるべになると、一つ判断になるということですけども。

その普及率というのは、確認ですけども、区域決定をして、そここのところの計画したものがある程度完成していったと。完了して下水があれしたと。そういうように捉えていいのか。それとも市全体の、区域以外のところも含めての普及率になるのか、そこら辺の捉え方によってこの計画というものがちょっと変わってくるかな、計画というか、普及率と、認識がちょっと自分自身変わってくるかなと。そこら辺はどんなところですか、ちょっと確認させてください。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。普及率につきましては、現在の全体計画区域につきましてはほぼ湖西市全域を下水道で行うとしております。この中で、現在下水道整備を行っておる鷺津、新居、今新所原に整備を進めておるといったところで、この数字が42.8%となります。

今後、方針のほうを見直していきますと、全体計画区域の面積が減ります。下水道の整備はほぼほぼ市街化区域の600ヘクタールぐらいで終わるかなと思われませんが、それに対する現在の整備ということで、普及率は変わっていくといったことです。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 そうしますと、今大きくは新居、鷺津、新所原というのが市街化として計画の中心をなしてるんですけども、湖西市の北部だとか、あるいは中部地区というのか、あるいは鷺津の西部地区、一部南部って白須賀のほうだとか。そういうところはいわゆる都市下水じゃなくして、ほかの浄化槽とか、合併処理場だとか、そういうようなものでの浄化をしていくというように計画を見直していくとなると、一気に普及率は上がってくるような感じのように思うんですけども、そうしていくともう全適に非常に近くなっていくわけですけども、そういうようなことはあり得ると考えていいですか。それとも、いや、そういうことはちょっとないですよというのか、そこら辺どんなぐあいでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、普及率につきましては、吉田委員さんのおっしゃるとおりでございます。計画が変わっていけば下水道の数字には変わってまいります。ただ、現在の湖西市の状況、下水道の整備状況でいきますと、まだまだ下水道使用料と整備のバランスが全くとれてないというような状況にあります。ですので、普及率の一つの目安にはなりますが、一般会計の繰出金に頼るといったところがある程度解消されていく段階での全部適用の移行になるかと思われまます。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 また詳しくは勉強させていただきます。ありがとうございます。

○荻野委員長 ほかに。島田委員。

○島田委員 先ほども二橋委員が言われたことへ付随して言わせてもらいますと、ああいうことがありましたよね。それで担当者で係長ぐらいだけしかやってなかったでしょう、あのことというのは。まあこういうのじゃないけど、

私はそういうふうに見てるわけ。何で課長とか上まで上げてって、あそこの、あの事件というのか、係長がその担当者に言っただけでしょう、あの担当者が。係長との対話にしかとれないわけ、私ら。何で課長とかちゃんとしなないかなと思ってのんです。

それと、もう一つは、現場へ行ったときにジュース1本もおごってもらっちゃまずいと思いますよ。いい。そういう習慣になっても、そこまで徹底したほうが私はいいと思います。ジュース1本でも。また現場の監督なんかぼんと出しても、私は要りませんと断るのが普通だと思うよ。そのぐらいやらないとまた同じことの繰り返しだと思います。課長に言っただけなのか、本当は一般質問でこういうのを聞いてもいいと思うけど、余りもう終わっちゃったことをごちゃごちゃ言いたくなかったからこういうところで聞いているわけ。慣例というのか、今までのことを100%変えていかないとまた同じことだと思います。以上です。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。島田委員さんのおっしゃることにつきましては肝に銘じて今後下水道事業を行っていきたいと思います。ただ、現場において、業者からジュース等をもらうというようなことは、もう古くからそれは行っておらないと私は思っております。以上です。

○島田委員 それならいいです。ありがとうございます。

○荻野委員長 ほかにありませんか。神谷委員。

○神谷委員 まず、済みません、さっき8条のところを聞かなかったんですけども、こういう半年ごとに資料を作成して云々というのは、これはどこもこういった日にちなり、期間の設定をやっているわけですか。あと公表も6月、12月に行うというふうになってるんですけども、これはどこの市町もこういった同じような設定なんでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。これについては、湖西市の財政事情の公表に関する条例によりまして、6月1日と12月1日に公表するというようになっておりまして、これにあわせて公表することとしておるものです。基本的にはまだ企業会計移行をしている市町が少ないものですから、参考にするところは少ないんですが、同様のもので行っております。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 では、そこはわかりました。とにかく前期、後期に分けて公表していくよということで、その点はわかりました。

もう1点、よろしいですか。先ほど来、一部適用という話が出てますけども、要するに全部適用にしない、全部適用としない理由としては、まだまだ普及率が低いよ、それから市からの繰出金にまだまだ随分頼っているという部分があるので、湖西市としては一部適用を選択していきたいと、そういう大まかな捉え方というのはそれでよろしいですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。委員おっしゃるとおり、現在、湖西市の人口6万人の規模で行きますと、職員の身分等の切りかえとか、そういった作業もたくさんありますし、人材のほうも確保するのがなかなか難しいといった中で、一部適用というような状況で考えておるところです。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 説明資料に全部適用では有意性が発揮できないというふうな説明があるものですから、そこがどういうことかなと思うんですね。全部適用にした場合、湖西市の有意性が発揮できない。そこってどういうことなんでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 一部適用、全部適用、これにつきましては、企業会計移行に伴いまして検討しております。そ

の中で、組織体制を行う、職員の身分のほうを変えていく、これらの法適化に向けた事務量が大変多いものですから、現在、これをした中でやっていくには大変コストの面でもかかってくるといったところでの有意性と捉えております。以上です。

○神谷委員 わかりました。

○荻野委員長 ほかにありますか、質疑。高柳委員。

○高柳副委員長 これから企業会計に移っていくわけですが、そうすると今までの一般会計だったら1人でさっとうこういうふうによればある程度簡単に予算決算はつくることができて、今度は企業会計だもんで、いろいろ仕分けしたりいろんなのが出てくるよね。貸借対照表からいろいろつくっていくだけだが、そういうのは今までならある程度職員1人かそこらで全体的にまとまっちゃうんですけど、これからそういう電算も体制、あれに組み直さにかいかんと思うんですけど、企業会計の職員の体制というのはどんなふうにしていくんですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、特別会計で事業のほうを進めております。今回、企業会計移行ということで、昨年度から並行して移行事務を行っておるところです。この中でシステムにつきましても企業会計に移行できるシステムのほうを現在考えております。また、職員についても勉強会を行いまして、企業会計というのはどういうものかというものを日夜勉強しておるところです。以上です。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 そうすると、今までというか、人員はふやした体制ですか。そういうような形になってくるというのか。今までの特別会計と同じ体制ぐあいで行けるのか。そこら辺の状況はどんなぐあいでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、作業を並行しておるものですから、この7月に1名増になって、現在12名体制で行っております。これが新しいシステムが来年度導入されますので、そのシステム運用の初期には少し人員が必要かと考えておりますので、現体制では行きたいなと私は思っておるところですが、今後、企業会計のほうの事務作業になれば、また人員のほうは適正に配置されるというように考えております。以上です。

○高柳副委員長 わかりました。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 今度、企業会計になっていくと、今までの普通会計方式とは違って、収益的収支で収入のほうでは使用料が減ってくるというのが主な収入になると思うんですけども、あとは支出のほうは職員の給料だとか、いわゆる人件費、それから施設の維持管理費なんかが出てきて、収支バランスどうかなと。一方、資本的収支のほうで見ていくと、市からの繰入金だとか、大きくは市債、企業債を借り入れて、それでもっていろいろな整備をしていくと、先ほどの説明では、安定的な運営をするために計画的な財政マネジメントでやっていくよということですけども、そうしていくと非常に借金が多いというんですか、マイナスの部分が多くて、それで投資していくと、先行投資ということになるんですけども、そこら辺に行くと、整備を推進していくにはこんなにお金がかかって、こんなにあれするということになって、かえってブレーキがかかっちゃうというんですかね、慎重になっていくと。安定的なということを考えていくと。そういうところで、推進していくことにおいてちょっと逆にブレーキがかかるとも心配されるんですけども、そこら辺の捉え方というのはどんなぐあいに捉えていますか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在の整備につきましては、市街化区域、主に新所原地区に重点を置いて整備をしておるところであります。企業会計に移行した中でも、市街化区域内の人口密集地につきましては積極的に下水道を展開をしていきまして、料金収入をたくさんいただけるといったところでありまして、新所原地区については事業のほうを現在の計画どおりに展開していきたいと考えております。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 市街化区域を整備し、そしてそのところで下水の使用料をいただいと、これはある程度採算性が非常に見通しが明ると思うんですけども、そうすると全体の区域設定というものを見直すなり、一部修正をして、本当に市街化に入っていないところ、将来市街化になるんじゃないかなと思うところがまた計画になる、そこら辺の区域決定の見直してとか、大いに検討ということは、今後重要になるなと感じるわけですけども、そこら辺のことはちょっとこの条例とは関係がないかわかんないけども、区域決定の見直しというか、そこら辺の関係とはどんなぐあいに考えてますか。いわゆる公営企業法の一部適用とバランスをとりながら考えたときに、そこら辺の考え方をちょっともう一度教えていただきたいなと思います。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。やはり現在、昨年度下水道事業計画の見直しを行っておるものが、市街化区域を重点的に整備を行ってそこで事業の完了を目指すという方針については、公営企業会計移行とも考え方は同様とっております。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 細かいことになるものですから、大ざっぱに話をいたします。今、区域決定がされてますよと。それで区域決定されておらないところとのあれが、非常に住宅が閑散ととして、一つの集落的なあれでいくと、ずっと離れておればいいですけども、その区域決定されてるのがある程度集落の中の部分的になっちゃってると、次は計画区域の中に入れていただけるんだなという期待がある中において、いわゆる公営企業法やなんかの適用によって、どんどん収益性だとか、あるいは安定的なそういうことを考えていくと、ちょっとそのところで推進していくペースがダウンするということになる、住民の期待と、それから市で考えている安定的な経営を云々といったときに、ちょっとそこら辺は非常に微妙なところがあるなと、こういうふうなことを感じて私は今質問したわけですけどね。そこら辺のところをどのように考えていらっしゃるのかなということがわかればお答えいただきたいなと思います。もう再質問しませんので、お願いします。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、平成36年の3月31日までの事業計画区域が定まっております。ここにつきましては、主に新所原地区の駅の周辺地区になります。ここについては人口密集しておりますし、企業会計に移行した中でも収益が見込まれる地区だと考えております。その後、36年3月31日以降につきましては、新所原の市街化区域のうちはまだ事業計画区域になっていない区域を事業展開を図っていきますが、その中でも下水道管を通して収益が上がることを優先に考えて区域設定をしていきたいと考えております。以上です。

○荻野委員長 ほかに。神谷委員。

○神谷委員 済みません、例えば今議会にこの新設条例が出されておまして、例えば可決されたとしますと、もう来年度予算はこの企業会計で行われるんですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。来年度につきましては、4月1日、企業会計移行を考えておりますので、平成30年度予算につきましては企業会計で行っていきなさいと思います。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 そういった中で、一般会計等ですと出納整理期間といいますか、あるじゃないですか、閉鎖期間。その扱いはどうなるんですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、特別会計で実施しておりますが、通常ですと来年5月31日までに処理された当該年度に属する収入、支出であれば、当該年度の決算額として整理されます。この移行を行いま

すので、移行の地方公営企業法の法の適用する前日、今回で言いますと平成30年3月31日をもって出納を閉鎖します。その時点で実際になされた収入と支出、これをもって決算といたします。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。そうしますと5月31日ではなくて3月31日で閉鎖する。そうしますと、そういったことの周知といたしますか、そういうことも当然やらなきゃいけないということですね。その辺もそういうことも考えてらっしゃるんであれば御答弁ください。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。今年度につきましては、3月31日をもって打ち切りとなりますので、これに目標を定めまして事業を前倒しをして展開しております。ほぼほぼ3月31日で事業が終わるように作業を進めておるところです。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 今に関連してちょっとお聞きしますが、3月31日に出納閉鎖をいたします。それで2カ月間は出納整理期間というのがありますが、今回はそれはもう適用なしにそれでやってしまうと、こういうことですか。4月1日からは公営企業法の会計に基づくそれのもとでスタートするわけですが、その出納整理期間中のあれはどんなぐあいになりますか、ちょっと教えてください。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。事業については3月31日で打ち切りということで全て完了するように行っておりますが、一部電気料とか、そういったものについては残るものがあります。これについては企業会計の中で特別枠のほうで処理をしていくというような考え方をしております。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 そうしますと、3月31日をもって普通会計を締め、それで4月1日から企業会計でスタートすると。企業会計のほうで前年度のそういうような未払金だとかというような、普通は今までだったら4月、5月の間に精算するわけですが、それは未収金だとか、あるいは未払金とか、そういう企業会計の扱いによって処理をしていくということでもよろしいですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。委員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○荻野委員長 ほかに。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 いいですね。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例制定についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荻野委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩といたします。時間は25分まで。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

○荻野委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、議案第67号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は28ページから31ページ及び404ページから413ページ、主要施策成果の説明書は233ページから238ページまでとなります。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をもってお願いします。全般よりも、歳入、歳出でやりますか。先に歳入から。はい、吉田委員。

○吉田委員 過年度収入の中で不納欠損73万4,000円があるわけですが、この内訳をちょっと教えていただけますか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。過年度収入の不納欠損につきましては、受益者負担金につきまして30名、63万円、下水道使用料につきまして15名、10万4,515円、合計73万4,515円となっております。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 受益者負担金は一括で納めるか、5年ぐらいで納めるか、いろいろあるわけですが、受益を受けるものですから、当然これ負担はしてもらわなきゃならないわけですが、これを払わずして、納めずして、それでやむを得んなどいうことで欠損金にしてしまうと。これまでの経過、それとどうしてそうなっちゃうのか。本来納めてもらわなきゃいけないもんなんですけども、そこら辺はどんなぐあいですか。

それと、使用料の15名の方が不納欠損になってしまって、これで処理しちゃうわけですが、現在も使っておられるんだとしたら、当然そういう点での負担というか、義務があるわけですが、そこら辺の様子。本当は納めなきゃならないけど特別な事情があって納められなかったのか。そういうようなことについてももう少し説明をお願いしたいと思います。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。まず、受益者負担金の不納欠損でございますが、これは平成23年度の分割金に対するものでございます。受益者負担金につきましては、接続しないのになぜ払わなければならないのか、受益者負担金制度について理解をしていただけない方がございます。これが30名のうち18名ございました。また、生活困窮者の方が3名、死亡されたなどの方が4名で、自己破産した方が1名、遠方の方が4名の合計30名でございます。

また、下水道使用料につきましては、転出後不明になっておる方が12名、出国されてしまった方が2名、死亡されてしまった方が1名の計15名。これにつきましても平成23年度の使用料の内訳でございます。以上です。

○吉田委員 わかりました。

○荻野委員長 ほかにありませんか。神谷委員。

○神谷委員 主要施策のほうで見えておりますけども、一般会計からの繰入金の前年に比べてふえてきておりますけども、まずこのふえた要因というのはどういうことでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 済みません、お待たせしました。下水道課長がお答えします。下水道の歳入につきましては、受益者負担金、使用料、国庫補助金、諸収入、市債、繰越金で、その足らなくなったものについて一般会計繰入金としておるところであります。基本的には事業の内容に伴いましての増額となっております。

内容としましては、総務管理費におきましては、これは全て一般会計繰入金に頼っているものでありまして、また浄化センターの管理費につきましては、湖西浄化センターと新居浄化センターの管理を行っておるところであります。これについても使用料、手数料等で賄えておりませんので、この分、一般会計繰入金をいただいております。また、整備事業費につきましても、人件費となっておりますが、これも一般会計繰入金で支出しております。



ころです。また、償還金の元金、利子につきましては、全て一般会計繰入金で賄っておるところです。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 決算の歳入の総額が15億6,841万2,000円ですよ。そのうちの50%以上ですかね、一般会計からの繰入金で8億8,700万円ということですよ。そこでもう半分以上を一般会計から繰り入れないとやっていけない事業になってしまっている。まずそういう解釈、認識を持ってよろしいでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。下水道事業のうち一般会計繰入金については8億8,779万7,000円をいただいておりますが、これにつきまして、総務省のほうで定める平成28年度の地方公営企業繰出金の基準によりますと、法定内繰入金が約4億円で、法定外としまして残りの約5億円となっております。総務省のほうでの繰り出し基準によりますものにつきましては、分流下水道に要する経費、高度処理に要する経費、下水道事業債（特別措置分）についての基準が定められておるところであります。ですので、法定内繰入金については4億ほど認められておるところであります。

現在、8億8,000万円の一般会計繰入金、この大きく占めるものについては、償還に伴います元金、利子の支払いに、元金につきましては5億2,000万円ほど、利子については2億円ほど充当しておるところであります。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 病院よりはまだ法定内、法定外のほうがちょっと抑えられてはいるのかなという気はしましたが、とりあえず法定内で行くのであれば4億円で済みますよ。ですが、4億では償還金に充てるお金がないという、そういうまずは認識を持ちます。ありがとうございます。済みません。

○荻野委員長 ほかに。二橋委員。

○二橋委員 3款、1項、1目の国庫補助金、これ当初予算からかなり減額になってるんですけども、結論は社会資本整備総合交付金が主なものだけでも、何が要因なのかね。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。国庫補助の要望額に対しまして、最終的に国庫補助をもらったものが割合としますと87%でありましたので、最終的に要望額、満額はいただけなかったといったところになります。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 2億か1億、どうだかな、途中補正もしてるよね、これ。それで、今いう状況はわかったけども、何が要因でそうなったのかねというこういうことだけ。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。事業としましては、新所原に下水道管を延ばしております。今後、新所原のJR東海道線を越しまして駅南のほうに延びていく計画を持っております。その駅南に持っていくためにJR横断が必要となりますが、このJR横断は当初、二軒屋踏切の下をくぐっていくというような、平成7年当初考えておりました。これについて、随分時間もたちまして状況も変わってきておりますので、今、一番どこがJR横断する箇所がいいかといったところを検討するのを昨年度行っております。これについては事業計画の変更を伴いますので、そういった作業を行う年度としまして、そのために管渠の整備費のほうを抑えておるところです。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにしろ、予算現額が支障をきたしたというのは、要するに今言うような当然計画変更も伴った話だと思うんですけども、予算を立てるときにはそれが入って予算を立ててると思うんだよ。それがおくれたということは、結局こちら側の作業の仕分けが遅かったということしかほかかならないと思うんですけども、そういう点についてどういうふうなお考えを持っておられるのか、どうですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。事業計画の計画期間、平成36年3月31日までの期間に現在の定めてある区域を整備をするといった中で、今回の計画変更の作業に時間を要したといったところでありますので、事業計画の中では今後このおくれをまた管渠整備のほうで補っていきたいと考えております。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにいたしましても、計画が計画どおりに行っていないということは、逆に言ったら、長いスパンで考えりゃ、そりゃ一緒なんだね、だけどもここは単年度事業なもんで、単年度でやっぱりそれをしていくのが一番妥当だと思うよね。その点については要するにこちら側の作業がおくれたということにほかならないと思うんだけど、今後、そうすると来年度、当然それを上げてくることによって要するに事業予算ってふえるじゃんね。そのときに国庫補助が確保できるかどうかということにもなってくると思うわけよ。なので、事業というのは単年度に計画したらその事業を遂行できるような要するに作業をしていかないかんというのは重要だと思うもんですから、またそれをしっかり精査していただきたいとそんなふうに思います。以上です。

○荻野委員長 いいですか、それじゃあ歳入。神谷委員。

○神谷委員 繰越金について御説明願いたいと思います。前年に比べて170.8%の増というふうに書いてあるんですけども、これはどのように捉えていったらいいんでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。繰越金につきましては、その前年度である平成27年度の歳入総額から歳出総額を引いたものであります。平成27年度につきましては、繰越金2,600万ほどございましたが、これは26年度工事において思わぬ支出の増が発生したため減少したものであります。平成28年度につきましては、予算額3,250万に対しまして7,187万円となり、予算との差が2倍以上となっております。繰越金につきましては、決算上の収入の結果によるものであります。施設や事業による不測の事態に対応するために費用を用いるといったこともありまして、繰越金として計上させていただいております。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 先ほどの二橋委員の質問ともちょっとダブるところもあるかなと思うんですけども、これだけ繰越金がふえたというのは、例えばそれこそ予定していた工事ができなくなったりしたのでこういったところがふえてくるということではないんですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。26年度工事では管渠工事を行っておりまして、その工事の中で推進工法で管渠を埋設しておったんですが、障害物に当たりまして、その回避をするために増額となっております。ですので、26年度につきましては歳入総額と歳出総額の差が少なかったわけなんですけど、今回、28年度については例年どおりぐらいの繰越金となりましたが、このお金については、管渠工事なり、浄化センターの修繕等で突然必要になるといったようなものも考慮しまして、このような金額を繰越金としておるものです。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 要するに、今回繰り越す金額は例年にならった金額ですよ。前がちょっと不慮のものがあつたので、今回こういう金額。はい、わかりました。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 今の関連質問ですけども、繰越金、これあれだよ、補正は上げてなかったんだけど、なぜこれ補正修正しなんだのかね。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。やはり事業、28年度におきましては業務委託で設計と計画の変更等

を行っております。これについては工期のほうが3月末までかかってしまいました。そういった中で、事業の進捗にあわせて新たな費用の発生が予測されましたので、補正をせずに行っておったものです。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっと部長に聞くだけでもね、これ補正修正を何でしなかったのかというのは、ちょっと問題ありだと思うんだけど、その理由はどういう理由が考えられる。今、事業の進捗が遅かったというけども、本来、補正修正せんとあれだよ、予算額わからんよね。

○荻野委員長 環境部長。

○松本環境部長 基本的に公共下水道事業は繰入金をいただくという中で予算の査定等もあるものですから、今から過去をずっとさかのぼって見てみますと、繰越金をやはり事業の財源にするということで、当該年度中に繰越金が見込まれても補正をせずにそのまま繰り越すという形を続けて予算繰りを行っているというのが現状でございます。以上です。

○荻野委員長 ちょっと休憩します。

午前11時49分 休憩

---

午前11時53分 再開

○荻野委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開します。

では、環境部長、答弁をお願いします。

○松本環境部長 環境部長がお答えをさせていただきます。繰越金につきましては、28年度の歳出予算として必要な経費がなかったため、そのまま補正をせずに繰越金というか、留保資金というような形で残っております。以上です。

○荻野委員長 ほかに。吉田委員。

○吉田委員 こちらのほうの主要施策成果の報告書の中に、下水の処理量、それから汚泥の処理量が、それぞれ浜名湖処理区と新居処理区がある。歳入。済みません、じゃあいいです。後ほどまた、済みません。

○荻野委員長 じゃあ歳入のほうはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 では、次に歳出について、質疑を行います。質疑のある方。はい、吉田委員。

○吉田委員 済みません、歳出の関係ですけども、下水の処理量がありますが、それぞれ浜名湖処理区と新居処理区があるわけですけども、処理能力、実際の今の持っている施設はこれだけの処理能力があるんだけど、現在、これだけの処理をしてますよと。その処理能力と処理量の割合はどのくらいの割合でしょうか。それをちょっとお尋ねいたします。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。湖西浄化センターにつきましては、日量9,000トンの処理能力がございます。現在ですが、約4,000トンの流入が入っております。これが年間になりますとお示した数字になっております。新居浄化センターにつきましては、処理能力としましては1日当たり3,150トンでございますが、現在、2,700から2,800を動いておりますといったところであります。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 そうしますと、新居のほうは少し余裕があるかなと。浜名湖処理区のほうは相当処理能力というか、余力があるわけですが、そういうことから考えると、できるだけ整備を早くして進めていって、早くに事業使用料を収入にするようにして、効率のいい経営をしていかならん。それには相当また投資もかかるということですけども、そこら辺の考えというか、予定というのはある程度あるんですか。特に、今のところは現状維持でずっとやっていると、こういうことですか。そこら辺いかがでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。湖西浄化センターにつきましては、新所原の汚水を処理するといったところで、先行して浄化センターの池を増設しております。ただ、新所原につきましては鷺津地区から連絡幹線をずっと延ばしておるのに時間がかかっておりますので、現在、汚水量のほうが少ない、半分程度の状況になっておりますので、これも事業計画区域内の整備を行う容量を、現在池はありますので、まず事業計画区域、新所原につきまして事業計画区域の整備を予定どおりといいますか、平成36年までに整備をしていきたいと考えております。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 軽四の車体を大型車のエンジン能力で運営すると極端なことになるわけです。これでちょっと計算すると45%前後ぐらいの処理能力割合かなと思うんですけども、今の施設をできるだけ処理量に合ったように工夫をして、少しでも維持管理費が安くなるような、そんな工夫というものはできるんですか。それとも今、処理施設の性格上、そういうことがちょっと不可能だということでしょうか。例えば一つの水槽をある程度半分に切っちゃって、全体を使うんじゃないに半分だけ使っていて、もっとふえてきたら全体を使うとか、そういうような工夫ができるのかどうか。そこら辺についてちょっと様子を聞かせてください。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。湖西浄化センターにつきましては、現在、一池の容量で運転ができる状況にあります。4,500トンの一池容量、あわせて9,000トンの容量となります。初期段階においては委員おっしゃられましたとおり、半分のところの水路を、水路を区切って半分の容量で運転管理ができるような初期の細工をしてはあります。ですので、今後、二池目の処理になった段階では、またそういった池を半分に、半分の半分で使うとかいうようなことは考えていきたいと思っております。以上です。

○吉田委員 了解いたしました。

○荻野委員長 それでは、12時になりましたので、休憩にしたいと思います。再開は13時ちょうどということでお願いします。では、休憩。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○荻野委員長 それでは、会議を再開します。

現在、下水道事業会計の歳出の質疑です。ありませんか。二橋委員。

○二橋委員 単純な質問ですけど、28年度というのは接続率はいかほどになってますかね。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。接続率につきましては85%、市内全域平均しますと85%となっております。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 分母、分子、幾つですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 済みません、少々お待ちください。

お待たせしました。下水道課長がお答えします。接続率につきましては、22,072人が接続していただいております。全体の処理区域内の対象人口でございますが25,825人となりまして、小数点第一位まで申しますと85.5%となっております。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにしる接続してもらうことは要するに収益に影響してくるものですから、また何らか対策を打ちながらしていただきたいなと思います。今現在、このあと15%につきましてはどんな対応をしておるのでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、下水道工事が終わりますと接続ができますよということで臨戸訪問をしております。その後、未接続の方につきましては拾い出しをしております、今年度につきましては約300戸ほど、これから臨戸訪問をして、接続のお願いにあがりたいと考えております。以上です。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 あと細やかなサービスをするためには、やはり一括納入も難しいようなところもあったり、あるいは費用がかなりかかった分もあるものから、そこら辺のある程度融和措置、緩和措置というのはあるんですか。今どんなふうになってますか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在の受益者負担金の納付制度でございますが、一括報奨金、5年一括でありますと18%の報奨金を出しておるところです。あとなかなかいろいろ事情、その方の事情によりまして、接続が難しいといった場所については、猶予というような処置を行っております。また、公共施設等につきましては減免ということで、それぞれパーセントはありますが、減免措置を行っております。以上です。

○二橋委員 ありがとうございます。

○荻野委員長 ほかにありませんか。神谷委員。

○神谷委員 決算書409ページの節の項目になりますけども、公課費がそのまま不用額になっているんですけども、どうしてこういうふうになったのか、お願いします。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。公課費につきましては、消費税の納税を予定しておったものでありますが、消費税につきましては、預かった消費税から支払った消費税を差し引いて納税額が決まります。よって、預かった消費税が多ければ納税額、支払った消費税が多ければ納税額が減ります。また支払った消費税が多くなると還付に転ずることもあります。

こういった状況であります中で、平成26年度の消費税の確定申告を行いました。確定申告の結果、事業のほう、工事のほうの関係で還付となりました。還付となったものでありますから、今回、消費税を支払う必要がなくなったので不用額となっております。

予算の策定時におきましては、その年度の収入及び支出の決算額を予測して作成しておりますが、その時点では未発注の支出もございまして、また工事もございまして、工事がまだ完了していないというような状況でありますので、繰り越し工事等が発生したりする不確定要素が多いために、正確に算出することは非常に困難でありました。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。そうすると、今年度は還付が多いのでこの公課費というのが要らなくなったと。こういうことがまた出てくる可能性もあるということですね、そうしましたらその年度によっては。

○田中下水道課長 はい。

○神谷委員 了解しました。

○荻野委員長 ありませんか。神谷委員。

○神谷委員 主要施策の234ページの浄化センター等管理費ですけども、ここの説明によりますと、下水処理の水量はふえてますよね、前年に比べまして。片や汚泥処理のほうは減ってると思うんですけども、単純に考えますと水量がふえたら汚泥処理もふえるのかなと思ったんですけども、まずこのことを少しわかりやすく御説明願えますか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。これは管理運営上のものでありまして、水量はわずかながら増加しております。ただ、水量にもいろいろ汚水の性状がございます。その性状によって薄い、濃いといったところもありますので、一概に水量がふえたから汚泥量がふえるというところは、なかなかそういったことにはならないということで、薄いものに対して汚泥を絞って汚泥が発生するんですけど、それは処理の中での揺らぎというような感じで捉えております。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。続いてよろしいですか。同じところで運転管理業務委託ですけども、これが1,200万円ぐらいですか、増額になってると思うんですけども、御説明をお願いします。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。この増額分の主な理由につきましては、新居浄化センターの運転管理になります。新居浄化センターにつきましては、開設当初から3年で包括的な委託業務として行っております。今回につきましては25年から27年の3年の包括。28年度からは新たな3年間の包括業務委託を行っております。もともと積算の中で、主に割合を大きく占める人件費につきましては3年の中で単価を設定しておりますので、25年度の人件費に比べて、今回28年度の人件費の積算をしておりますが、その増加分がこのような形になっておるところです。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 この運転管理業務委託2件で8,887万3,000円と、まずこれは単年度ですよ。これ1年でまずこれだけの委託が要ったということですよ、まず。

○田中下水道課長 はい。

○神谷委員 そこで、今3年で包括的な委託をしている、それが25、26、27で、大きな要因としては人件費が変わったので高くなった。人件費が、では1年分で1,221万4,800円上がったのではないと思うですよ。主なものが人件費だけでもってことですよ。上がった要因を。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。新居浄化センターにつきましては3年間包括ということで、3年分の契約をして単年度ごとに支払いを行っていくといったことで契約しております。3年間の人件費の単価がありますが、その単価を設定しておりまして、25年から27年度までの設定単価から、今年度、28年度から29、30と3年間で行っていただく人件費の単価、この差が大きく開いたものであります。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 では、細くなっちゃって申しわけないんですが、何人分なんですか、これ。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 済みません、資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。3年で包括的な委託をするというと、28、29、30で28年に契約をするんですよ。3年にまたがって単年度で1年幾らで払う。こういうふうに3年包括で委託しても単年度で支出していくというときには債務負担行為を起こす必要はないということによろしいですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。新居浄化センターの運転管理については、3年の包括委託ということですので、債務負担をとっておるところです。

○神谷委員 もう一度、債務負担行為でやっているということですね。

○田中下水道課長 はい。

○神谷委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○荻野委員長 どうですか、ほかに。神谷委員。

○神谷委員 決算書411ページ、同じく浄化センター管理運営費の中で、光熱水費が660万ぐらい減額ですかね。それで、逆に修繕料のほうが566万ぐらい増になっていますけども、まずこれだけ大きな減額ができた要因というのは何なんでしょうか。660万ぐらい減ってると思います。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。光熱水費につきましては、主な要因は電気料になります。使用した電力量につきましてはほぼほぼ変わりはないんですが、電力料金のほうで、燃料調整費のほうが大分安くなっているといったところで、燃料調整額の減少による料金単価が減ったといったところで減額になっております。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、これは業者さんのほうと調整するということだと思うんですけども、これは交渉次第ではある程度いかようにもなっていくという語弊がありますけども、減額できていく可能性はまだまだあるというふうになりますか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。電力料金は中部電力と契約をして行っているところです。中部電力につきましては、石油の需要、火力発電とか、そこら辺で燃料調整費、調整のパーセントですね、それを期間ごとに変えてそれが電気料に反映してきておるものですから、これにつきましては中部電力の料金設定によるものになりますので、こちらの交渉というようなものはなかなか難しいところです。

ただ、契約電力のいろんな種類がありますが、それについては今現在、高圧というようなくりで契約をしておりますが、それについては最適なものを取り入れていきたいと、それは常々行っております。以上です。

○神谷委員 わかりました。ありがとうございます。

○荻野委員長 どうですか。はい、神谷委員。

○神谷委員 じゃあ、同じページ、411ページ、事業費ですけども、補正も組みましたけども、5億2,244万3,000円に対しまして支出済額が4億2,000万という執行率になって、80.4%ぐらいですか、になっていくんですけども、この要因は何だったんでしょうか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。整備事業につきましては、主な要因としましては業務委託の最終精算が、最後に行いましたが最終的に変更がなくてできて、入札差金そのまま残ったといったものであります。主な要因は以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。別にこれ予定した工事がやれなかったとか、何かではなくて、入札差金が1億、28年度は出ましたよという、そういう解釈になるわけですね。不用額が1億214万8,526円ありますよね。

○田中下水道課長 主なものにつきましては、委託料が3,800万ほど。それで工事請負費についても4,700万ほど減っておりますが、これは予定したものはできております。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、入札差金というのが先ほどそちらから出た言葉なんで、一応不用額の中からただいま御答弁がございました委託料3,800万と請負4,700万を引いた額が入札差金ぐらいになっていくということですか。違いますか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。申しわけございません。工事請負費につきましては、国庫補助をい

ただいておる中で事業費としては予算計上させていただいておりましたが、国庫補助が満額ついておらないという要因もごございます。その中で工事は予算の中でできておるところです。以上です。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 済みません。下水道課長から、先ほどの神谷委員の質問に対して回答のほうをさせていただきたいと思いますが。

○荻野委員長 はい、どうぞ。

○田中下水道課長 新居浄化センターの人数であります、1日3.2人を計上しております。3.2人で240日、1年でそこに詰めてもらうというような積算の中で、そこにある3.2人の設定単価のほうが増額したといったところです。

○神谷委員 ちょっと休憩してもらってもいいですか。

○荻野委員長 じゃあ、暫時休憩に入ります。

午後1時25分 休憩

---

午後1時29分 再開

○荻野委員長 それでは、会議を再開します。

神谷委員、質問。

○神谷委員 では、先ほどお伺いしましたけども、運転管理業務委託が27年度に比べまして1,220万ほど増額となっております。その内訳をお伺いします。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきたいと思います。以上です。

○荻野委員長 特に、今すぐじゃなくてもいいね。

ほかに質問はありますか。高柳委員。

○高柳副委員長 建設費の工事請負費について、国から汚水処理の10年概成に向けた取り組みというのが求められているということですが、どういう内容ですか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、国のほうから汚水処理の10年概成を目指すように求められております。これについては、平成29年度を初年度としまして、10年で95%の汚水処理の普及率を目指せというものでございます。これについて、下水道事業としましては10年概成をすることということで方針のほうを定めて作業をしております。方針につきましては、下水道が効率よくできる区域ということで、市街化区域を主なものとして計画変更をして整備を進めていくということで考えておるところです。以上です。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 35年だかに見直しするという。それとの絡みはどうなるんですか。

○荻野委員長 下水道課長。

○田中下水道課長 下水道課長がお答えします。現在、作業を進めております湖西市の状況で申しますと、国から求められている39年について、そこにはとてもではありませんが95%までは無理ということで、ただ、そこに近づくように36年までに現在の事業計画区域を整備をしまして、それで平成53年をめどに市街化区域の整備を行っていきたいという目標を立てておりますが、これについては現在、県と協議中であります。以上です。

○高柳副委員長 いいです、はい。

○荻野委員長 ほかにはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○荻野委員長 じゃあもう全体を通して何かあったら、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荻野委員長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

じゃあ暫時休憩とします。

午後1時35分 休憩

---

午後1時38分 再開

○荻野委員長 それでは、会議を再開します。

先ほど下水道事業のほうの保留になっていた答弁のほうをお願いします。

○足田下水道課管理係長 下水道管理係長がお答えします。先ほど神谷委員の質問ですが、1,200万の差額のうち人件費については700万、あとは現場の点検業務でありますとか、その他もろもろの業務のほうの費用として500万という内訳になっています。以上です。

○荻野委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後1時39分 休憩

---

午後1時39分 再開

○荻野委員長 それでは、会議を再開します。

続きまして、議案第68号 平成28年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。議案書33ページ及び平成28年度湖西市水道事業会計決算書となります。

これより質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般とにそれぞれ分けて行います。初めに歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。どうですか。はい、島田委員。

○島田委員 前に、28年度からコンビニ納付が始まりましたよね。可能になりましたよね、コンビニも。どんなぐあいでしょうか。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。水道料金の納付方法には口座振替と納付書納付の2種類があります。割合は口座振替が8割で、納付書納付が残りの2割となっております。納付書納付の中で金融機関の窓口、それから市の水道課、コンビニで収納が行えます。納付書で納めた方でコンビニを利用した方は、平成28年度当初で約3割、それが周知されてきたことから、現在ではおおむね5割から6割、納付書納付の方のおおむね5割から6割の方がコンビニで納付をしております。ですから、全体の約1割の方がコンビニ納付を利用していることで御理解いただけたと思います。

コンビニ納付によりまして全体の収納率がちょっと上がるかと期待しておったんですが、目立った効果はありませんでしたが、今まで金融機関の営業日や営業時間内に納付できなかった方がいますので、コンビニ納付により解消され、水道使用者の利便性は向上したと考えております。以上です。

○島田委員 ありがとうございます。

○荻野委員長 どうですか。はい、高柳委員。

○高柳副委員長 有収水量、率が2%上がっているわけですけど、その要因というんですかね、どのようなことでそれだけ上がったかということの説明をお願いしたいなと思います。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。有収率ということですが、まず有収率の説明ですが、全体の配水量がありまして、料金収入の対象となった水量を配水量で割りますと有収率となります。その有収率が平成27年度90%、平成28年度が92%ということで、2%の増加をしております。この主な要因ですが、考えられることが配水管の漏水の減少、それから工事で最後に配水管の中を掃除するというんですか、洗管をするんですが、その水量がうまくやって減ったということが主な要因だと考えております。以上です。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 洗浄はわかるだけですが、漏水管をこの程度直したもので、それに2%あらわれてきたとか、そこら辺をちょっと知りたいなと。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。漏水の関係になりますが、確かに漏水した箇所を修繕しましてなくなってるんですが、ただ表面に出ない漏水もあるものですから、ちょっと具体的にどうかというのは言えないんですけど、今考えられることは、漏水を修繕して漏水箇所が減ったということになります。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 それはわかるだけですが、そういうことで関連して、28年度にどれだけそういう漏水管の修理をしたかということを知りたいわけ。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。平成28年度に配水管の漏水修繕が23カ所実施しております。前の年の27年度が28カ所ということで、箇所数自体はそれほど上下がないですけど、多分漏水の量が多い少ないがあったかと思えます。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 ちょっと言い方が悪かったけども、その23カ所だけど、何メートルとか何キロというか、そこら辺知りたい。どれだけ直したか。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。メーター数ではなくて、漏水というのが何カ所になるものですから、ちょっとメーター数で幾らという回答はできないんですが。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 ポンポンと直すんじゃなくて、ここ漏水しとるで、この区間はこうやって何百メートルだか直したとか、そういうのあるじゃん。その延長だということだよ。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。漏水が出ますと部分的に直します。その後、工事で配水管をかえるかという判断になりますんで、28年度はその漏水箇所に対して、決算附属書類の3ページ、4ページをちょっとごらんいただきたいと思います。決算附属書類の3ページ、4ページ、そこに建設改良工事等契約明細書というのが載っております。その中で漏水に関連して布設がえをしたものが3番、附属書類のほうになります。決算書とまた別に。済みません。附属書類の3ページ、4ページ。その中に建設改良工事等契約明細書というのが記載されております。その中のまず3番、大口岡2号線他2路線。これが布設がえの合計ですので、236メートル。3番の大口岡2号線他2路

線が236.3メートル。それから、あと漏水の関係で4番、山口西1号線他1路線、これが121メートル。そちらの2件が漏水に関連して布設がえした工事でございます。以上です。

○高柳副委員長 わかりました。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 先ほどの質問のちょっと関連で、今いう年間配水量は、要するに28年度かなり改善できてると思うんですけども、ここの差って、今いう27年度の比較すると、増減で例えば配水量は20万5,000、それから年間有収水量が4万5,000、これ差し引くと16万ぐらいになるんですけども、16万立方メートルというとお金に換算すると幾らなのかね。そのぐらい努力したということによってやりたいもんで。

要するに年間配水量を、今高柳委員がおっしゃるように、要するに28年度と27年度だと20万5,114違うよね。改善されとるわね。だけど、要するに年間の給水量の中で若干減量してるもんで、4万5,112マイナスと。これ差し引くと16万ぐらいになると思う。16万立方メートルという、金額でどのぐらいになる。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。附属書類の7ページの下の方に、有収水量1立方メートル当たり給水原価というのがございますので、28年度でいうと、上のほうの1立方メートル当たり161円29銭という単価で考えていただければ。16万立方メートル。そうしますと約2,580万円。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 単純にこれを計算しても、それは確かに計算式の中で出てくる数量だと思うけども、単純に言ってもこれだけ要するに漏水して、この金額が要するに無駄になってると、こういうことではないかなと思うんだよね。今後もこういうものを見据えながら、やっぱりこれはいかなんとか。あるいはどう改善したらどうなったというところを追跡していかないと、今後の無駄な水量を流し続ける可能性もあるものですから、そこら辺はどのようにしてこういうのを調べてるのかね。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。水量が減ってる原因は、漏水もありますし、全体的な市民の使用水量も減ってますんで、そちらが影響してるかと思えます。有収率を極力上げるということで、無効になっている水量というのが先ほど言った漏水、それから消火栓の点検等ありますんで、それとあと工事の洗管ですかね、主なものはそれになりますんで、その中で減らすというやっぱり漏水箇所を早急に直すということが効果的ではないかと考えております。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうだもんでね、こういう著しく減少したりしてること自体が異常だよね。だから、こういうことをちゃんと追及しないと、要するに今後の経営の改善になっていかないじゃん。わかるな、言うことは。ただ、こうだからこうでしたよで流しちゃったら、次のステップ踏めないじゃんね。

要するに給水人口が減った云々というのは確かに減ってるけども、これ27年度、28年度比較すると、年間の配水量はかなり減っちゃってるよね。ということは、要するに給水人口はそんなに減らないということは、要するにここでもう明らかに無駄な水が出てる、そう判断せざるを得んじゃんね。けども、今度、年間の有収水量を比べてみるとわかるとおり、そんなに違いないじゃん、当たり前だよ、これは。人口減ってないだもん、大して減らないだもんでね。人口減ってる分が例えば4万5,000とするだよ。そうすると16万は無駄に出ちゃったということじゃん、単純に言う。分析すりゃまたいろいろ出てくると思うけど、出てくるけども、減少があったということはちゃんと如実につかまえてかんと。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 確かに配水量は大分減ってる。有収水量はわずかだが減ってる。ですが、有収率は上がってますん

で、少しずつは改善されてるという判断を私はしているんですけど。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 単純に、今言うとおりの、上がってきてるというより、多分これね、この前をちょっと追跡してないものでわからなけれども、これだけの減少というのはちょっと異例だと思うよね。なので、こういうときに何で減ってどういうのが原因だということを現象をちゃんとつかまえておけば、次の対策になると思うのよ。例えば漏水でこれだけふえたとか、いやそうじゃなくて。

○荻野委員長 暫時休憩とします。

午後1時58分 休憩

---

午後2時03分 再開

○荻野委員長 会議を再開します。

じゃあ、水道課長、答弁をお願いします。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。今後、傾向を見まして、減少する傾向を、減少することを分析しまして、どういう理由かということを見きわめていきたいと思います。以上です。

○荻野委員長 どうですか。じゃあ、ちょっとここで休憩しますか。1時間になりますので、休憩します。再開は15分。15分とします。

午後2時04分 休憩

---

午後2時15分 再開

○荻野委員長 それでは、会議を再開します。

質疑のある方。はい、神谷委員。

○神谷委員 では、済みません、水道会計の中で不納欠損は幾らあって、件数、その内容をお伺いします。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。監査委員の意見書の9ページ、済みません、資料は幾つかありますけど9ページをお開き願いたいと思います。意見書の9ページの表の一番上に載っておりますが、28年度は88件で、金額が88万3,525円です。これにつきましては、湖西市水道料金等不納欠損処分取扱要領により処分し、主な理由は、転居先不明、出国、死亡などがございます。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 済みません、何年で不納欠損、時効になるとかって、済みません、毎回聞くようで申しわけないですが。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。水道料金は私法上の債権であり、民法により時効は2年となっております。また、下水道料金は公法上の債権で地方自治法により時効は5年となっておりますが、現在、上下水道料金として合算して料金を徴収しておりますので、下水道使用料の5年の時効にあわせて不納欠損処理をしております。以上です。

○神谷委員 わかりました。ありがとうございます。

○荻野委員長 じゃあ、歳入を終えて歳出に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあ、歳出について質疑を行います。はい、吉田委員。

○吉田委員 先ほど漏水の工事のことをお聞きしたわけですけども、漏水の原因というのはどういうことが多いですか。まずそこら辺、把握している範囲で教えていただきたいと思います。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。漏水につきましては、主に塩ビ管、昔使っていた塩ビ管ですね、そちらの継ぎ手部分とか、本管の部分にクラックが入りまして、2センチ、3センチぐらいのひびが入りまして、そこから漏れるのが主な原因でございます。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 塩ビ管の継ぎ目にクラックが入ると。これはある程度5年とか10年とか15年とあって、そういうような期間が来るともう頻繁に発生する可能性が高いというふうなものでしょうか。そこら辺についてお願いします。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。一応、塩ビ管については耐用年数40年ぐらいということで心得ているんですが、埋め戻しの状況とか、いろいろな要因がありまして、一概にどうかということとはちょっとはわかり知れないんですが、いずれにしる塩ビ管については耐震性がないものですから、順次取りかえをしていきたいと考えております。以上です。

○荻野委員長 吉田委員。

○吉田委員 いろいろな要因があるものですから一概に言えないわけですが、ここの地域の接続の漏水が非常に多いとか、そういう地域性だとか、あるいはそこまで言うところとちょっとあれかな、ある業者がやっていただいた工事のところが比較的修理が多いとあって、そういうようなある程度統計的なものというのは把握されてるんですか。そんなに漏水というのはそんなにたくさんないよということなんですか。いかがですか。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。先ほど28年度は23件ということで確認しまして、管の種類としては塩ビ管が全てでございます。時期については、塩ビ管ですから布設年度が不明なところが多いんですが、明らかに昭和の後半ぐらいの管ではないかと推測しております。昭和60年以降でしたら台帳に何年布設ということで記録は残っているんですが、それ以前のはちょっとあつたりなかったりで、ちょっと情報が少ない状況でございます。以上です。

○吉田委員 わかりました。結構です。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 給水単価と原価で20円の益が出るわけだね、収益。それで、単価という161円というのは、市の井戸の水道と遠州水道、広域水道があるじゃんね。それを足した平均が161円となるわけかね。その辺どうですか、単価と。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。まず、供給単価というのは先ほど言いましたように、料金徴収の対象となった水量である有収水量1立方メートル当たりどれだけの収益を得るかという数字でございまして、給水収益、ごめんなさい、7ページ、附属書類の7ページですね。ここに年間有収水量が載っております。それから、(2)のほうに給水収益ということで10億3,625万9,298円という数字があります。ですから、給水収益を有収水量で割ったものでございます。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 今、単価の話だね。原価、原価は井戸水と広域水道の足した平均が原価になるんだな、ということだね。その状況、内訳というのかね。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。給水原価ということですので、先ほどの分母のほうは有収水量になります。分子のほうの井戸の水とか井戸の水、それから電気料とか、施設の維持管理料になりますので、8ページの事業費用に関する事項、こちらの費用の合計から受水給水工事費を引いたものが分母となります。ですから、この中に県水

のお金も入ってますし、井戸のお金も入ってますんで、ちょっと一概に県水がどのぐらいというのはちょっとお答えできないんですが。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 140円のこれ平均、合わせて、両方の合わせた平均原価が140円と。

○田中水道課長 はい。

○高柳副委員長 それで、なので遠州広域水道なんかお金を払うじゃん。そうすると例えば合わせるにしても、例えば80円が広域水道に払って、あと井戸の水が40円になるよとか、それで140円になるよとか、その割合はどうなるかということ。ただ単純に平均140円にした、これどういう形で出してるのかなと思って。それじゃあ、遠州広域水道へ幾らお金を払ってる。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。遠州水道に払った料金につきましては、附属書類の11ページ、11ページの下のほうになりますかね、受水費という費目があります。11ページの下から6行目の受水費。これが約3億5,938万円ですね。それが県に払ったお金でございます。単純に払ったお金から県の水を割りますと、受水費を県水の水量で割りますと73円28銭になります。

済みません、受水費の金額は載ってますけど、受水量がこちらの決算書に載ってないんですが、量としては529万5,975立方メートル、529万5,975立方メートルの使用量でございます。ですから、広域の受水量が529万5,975立方メートル。

済みません、附属書類のほうは消費税抜きの金額になってますんで、県に払った消費税込みの金額は3億8,813万1,179円。3億8,813万1,179円。この金額を水量で割りますと単価が73円28銭。県の水につきましても維持管理費、配水池へためていろんな維持管理がかかりますんで、それにプラスアルファの金額がかかるかと思えます。

○荻野委員長 高柳委員。

○高柳副委員長 わかりました。今細かい数字だったけど、それと湖西市の市民に供給している水は、単純に四分六になるのか、三七になるのか、そこら辺どう。県の遠州水道と市の水との、数字は細かいのはいいもんで、大体そこら辺。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。今、市内には県からの遠州水道と市内の井戸10カ所なんですけど、その水で賄っております。その割合は県が約7割、井戸が3割という割合となっております。ただ、28年度につきましてはちょっと井戸の故障があったもんですから、その修理の間、県水で賄うことになったもんですから、例年は7、3なんですけど、28年度につきましては県水が75%、井戸が25%という比率となっております。以上です。

○高柳副委員長 はい、わかりました。

○荻野委員長 ほかにどうですか。二橋委員。

○二橋委員 ちょっと償還金のことでお聞きしたいんですけども、ここ数年来、借入れがふえてないじゃんね、減ってるよね。今回3本か4本ぐらい多分なくなってると思うんだけど、利息は減っておるけども、償還金というのはやっぱりその年次年次で対応していくもんで、ふえていってもそれは当たり前の話か。今後、この企業債というのはどういう推移でいくのかね。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。監査の意見書の6ページをちょっと参考に見ていただきたいと思えます。まず、企業債の関係ですけど、湖西は平成7年、新居が平成20年が企業債の最後の借入れでございます。それ以降は借入れをしておりません。先ほど言われたように、支払い利息は毎年減少しております。元金の償還金につきましては28年度がピークで、減少傾向にあります。先ほどの意見書の6ページに企業債残高の推移が載っております。

それと、あと附属書類の16ページから19ページにも企業債の明細が載っております。

○二橋委員 これ全部合算なんでわからない。

○田中水道課長 全部合算ですね。償還終期のところで、これが年々減ってきますので、企業債の借入れはしない予定で、平成40年度には残高が約1億円、平成50年度末で残高は0円となります。ですから、もう全て減少傾向で推移していくということでございます。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 当然、それは今の状態でいけば減少するけども、今後、耐震がある程度充当して、あと何があるかという、今、井戸のパーセントはどのぐらいだ。遠州広域から受け取る受水と。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。先ほど答えさせていただきましたけど、通常の年でいくと県水が7割、井戸が3割でございます。

○二橋委員 大部井戸が減ったね。井戸が減ったよね。

○田中水道課長 確かに井戸の推移は、平成22年度が県水の割合が67.9%、26年度が69.7%ということで、徐々に上がっておりますけど、これはちょっと井戸の老朽化もあるものですから、適宜保守管理をして、長く継続できるように管理していく計画で今おります。

○荻野委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっと決算と別になるかもわからんけども、井戸の要するに寄与度というか、要するに災害時にはある一定割合でないと非常にまずいよということで、なるべく井戸を残してきてる傾向にあるんだけど、それはどのぐらいを予定してるのかね、最終的には。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。地域防災計画というのがありまして、災害から3日目までは1人1日3リットル、4日から7日目までは1人1日20リットルの給水必要量として載っております。仮に給水人口が6万8,000とした場合に、1週間で6,052立方メートル必要となります。災害になりますと配水池の水が緊急遮断弁がおりまして、配水池に一定量の貯水量が確保されます。それが1万1,340立方メートル確保されますんで、先ほどの6,052立方メートルに対しては1週間は十分賄えると。プラス井戸が今10本ありますけど、それが今1日6,400立方メートル組み上げできますんで、災害時でもある程度対応できるということで考えております。

○二橋委員 細かい説明をすぐしてもらって、ありがとうございます。いずれにしろ、災害時に遮断したときの水量のほうは、1日の要するに井戸から給水するよりも多いだけは一応ストックできるわけだね。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 災害発生、地震が発生しますと、配水管が破断してそこから流れ出したりするものですから、配水池の手引きには必ず緊急遮断弁というのがあります。すぐに遮断しますと、先ほど言った1万1,340立方メートルで。昨日の9月1日の防災訓練で、各配水池の貯水量を確認しましたら、これより多い約1万3,700立方メートルは貯水量として確保できますんで。ただ、井戸は、それ以降、井戸の水が主になるものですから、井戸のほうは大切に維持管理をして、なるべく水量を減らさないように努めていきたいと考えております。

○二橋委員 済みません。ちょっと余分なことを聞いて。即決で答えていただいてありがとうございます。

いずれにしろ、今の償還金の話だけど、今うちの水道事業というのは経営は物すごくいいものですから、なるべく今の水道使用料を維持して、なるべく後世に残さない、一つの、湖西でも一番いい経営状態だということでも推移していただければと思いますので、よろしく願います。

○荻野委員長 ほかにありますか。神谷委員。

○神谷委員 済みません、28年度に作成しましたアセットマネジメントの内容について、少し説明をお願いします。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。まず、アセットマネジメントについてですが、これにつきましては水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修・更新といった施設管理に必要な費用と、そのための財源を算定し、長期的な視点にわたって経営していくことと定義されておりまして、40年の期間で計画を策定しました。

策定に当たりましては、まず給水人口、それから給水量の実績と将来の予測、施設の状況、あとは管路の監修、口径及び布設年度、それから財政状況などの基本情報をまず整理しました。

次に、施設の更新計画、それから管路の耐震化更新計画をいろんなケースで検討してみました。3種類のケースを想定しまして、ケース1としましては、企業会計法上の法定耐用年数、減価償却の年数ですね、により更新した場合がまずケース1。ケース2としまして更新基準年数により更新した場合。これは各種研究報告書や他の事業体の実情を基準として定めた年数でございます。それから、ケース3として更新基準年数を考慮し、現状程度の事業量で平準化して更新した場合。この三つのケースを想定して更新計画を立てました。

その結果、ケース1とケース2、法定耐用年数と更新基準年数で結果を見ますと、年間事業量の施行、それから継続的経営が困難であり無理であると。ケース3では水道施設の設備、管路の耐震化更新計画を、ごめんなさい、ケース3であれば、年間事業量の施行は実現可能であり、継続的経営が可能であるために、ケース3を使用しました。ですから、更新基準年数を考慮して現状程度の事業量で平準化して、今後更新していくという計画を採用しました。

なお、状況の変化、関係部署との調整などにより、適宜、料金改定を含めた計画の見直しを行わなければならないと考えております。以上です。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 例えば、そういった資料をこの委員会のメンバーにいただくとまたさらにわかりやすいかなと思って今説明を伺ってたんですけども、いかがですか。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。7月の勉強会で、概算ですけど裏表で資料を出してるかと思えますんで、ちょっとその資料を見ていただいて、また疑問の点があればお問い合わせいただければと思います。

○荻野委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。ごめんなさい、じゃあ資料を探して。

じゃあ、そうしますと、この監査委員の意見書の3ページに施設利用状況ってありますよね。そういった中で、キのところ、100に近づくほど効果的な利用がされてますよというような表示があるんですけども、こういったことも含めて、今50%とか59%しか利用されていないよという数字が出てるんですけども、そういったこともこのアセットマネジメントの中で管理し進めていくという、そういう解釈をされていてよろしいですか。

○荻野委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。このアセットマネジメントの中で、施設の統廃合とか、ダウンサイジングといって規模をちょっと小さくするような検討もしておりますので、その辺も含めて今後進めてまいりたいと思います。以上です。

○神谷委員 ありがとうございます。

○荻野委員長 どうですか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 じゃあないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 平成28年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。



本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荻野委員長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承をください。

暫時休憩します。

午後2時47分 休憩

---

午後2時50分 再開

○荻野委員長 それでは、会議を再開します。

最後に、道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書の上程についてを議題といたします。

本件につきましては、去る8月2日に当建設環境委員会勉強会にて調査検討を行い、8月28日、議員全員協議会で報告をしたところ、当建設環境委員会で意見書（案）の作成を行うことについて、議員全員が賛同されました。つきましては、この意見書（案）について当建設環境委員会にて作成し提案いたしますので、委員の皆様におかれましては、現在お配りしている意見書（案）への御意見をお願いいたします。

じゃあ、意見書（案）について、事務局から朗読をお願いします。

○事務局 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書。

道路は、市民の安全・安心な暮らしと地域経済の活性化や持続的な成長を支えるとともに、災害時には復旧・復興に欠くことのできない重要な社会基盤の一つである。当市では、人が育ち、物や仕組みをつくり、住むための環境を整えることで、住み続けたいまち、住みたいまちであり続けるよう、地方創生に必要な道路整備を推進してきた。しかしながら、歩行者の安全空間が未整備の生活道路や物流の根幹をなす高規格道路へのアクセス道路等、早急に整備を行う必要のある道路がまだまだ数多く残っており、良好な住環境の実現や産業の活性化のため、市内道路交通網形成に向けさらなる尽瘁をしているところである。

このような状況下において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」）の規定による補助率等のかさ上げ措置が平成29年度末で終了し、平成30年度から補助率等が低減された場合、地方の財政負担が増加するため、道路整備の推進と地方創生に大きな影響が及ぶこととなる。よって、国におかれては長期的かつ安定的な道路予算の確保はもとより、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置が据え置かれるよう、現行制度を平成30年度以降も継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月4日提出。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛て。

静岡県湖西市議会。

○荻野委員長 それでは、皆様にお諮りいたします。意見書につきましては、事務局が読み上げたとおりとし、当建設環境委員会から道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書を本会議に提案することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荻野委員長 それでは、そのように提案をさせていただきます。

以上で、本日の建設環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後2時54分 閉会〕



湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 荻野利明